

令和3年第2回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年2月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第2回東串良町農業委員会会議録

令和3年第2回東串良町農業委員会会議録						
招集年月日		令和3年2月25日				
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年2月25日 午前10時00分				議長 堅山 秋敏
	閉会	令和3年2月25日 午前10時57分				議長 堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名
出席数6名 欠席数1名 出席○ 欠席×	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
	×	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	堅山 秋敏		8	
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江
	○		内村 初子	○		松留 立美
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員	5番	谷口 憲三	6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	堀内 和代 出水 翔太	
会議 に 付 し た 事 項	日程第1	議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用 集積計画について			
	日程第2	議案第6号	農地法第5条第1項の規定による農地転用 許可申請について			
	日程第3	議案第7号	農地あっせん委員の選任について			
	日程第4	議案第8号	令和3年度農作業の標準賃金について			

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。
出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和3年第2回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5番 谷口委員と、6番 木佐貫委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が9件、18筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。
発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくをお願いいたします。

◆日程第1 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。
今回申請がなされたのは、所有権移転3件、賃借権37件、使用貸借権が6件であります。
それでは順次、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（堀 内）

それでは説明いたします。
2ページをお開きください。

まず、所有権移転の25番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,213㎡ 売買による移転でございます。

次に26番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に27番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

貸借権の28番、譲受人は川東の株式会社〇〇、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に29番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は千葉県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に30番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に31番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に32番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆6,078㎡ 新規5年の利用権設定でございます。

次に33番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に34番、借人は鹿屋市の株式会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規3年の利用権設定でございます。

次に35番、借人は鹿屋市の株式会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆

2,500 m² 新規 3 年の利用権設定でございます。

次に 3 6 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 4 筆 6,759 m² 新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 7 番、借人の大崎町の有限会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 8 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 4,115 m² 新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 3 9 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 0 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。

次に 4 1 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 2 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 3 番、借人は大崎町の有限会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 4 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 4 5 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さ

ん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新10年の利用権設定でございます。

次に46番、借人は川東の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に47番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に48番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,663 m² 新規10年の利用権設定でございます。

次に49番、借人は川東の〇〇さん、貸人は千葉県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に50番、借人は川東の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に51番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,891 m² 新規10年の利用権設定でございます。

次に52番、借人は川西の〇〇さん、貸人は千葉県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,522 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に53番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計5筆 8,096.15 m² 新規10年の利用権設定でございます。

次に54番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆 5,707 m² 新規5年の利用権設定でございます。

続きまして、5ページをお開き下さい。

次に55番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に56番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は宮崎県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に57番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に58番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆 4,238 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に59番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は兵庫県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 719 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に60番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計5筆 3,183 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に61番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,488 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に62番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は東京都の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,746 m² 更新5年の利用権設定でございます。

次に63番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に64番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

続きまして、6ページをお開き下さい。

使用貸借権の65番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は川

東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 3,109 m² 新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 66 番、借人は川西の株式会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 67 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,775 m² 更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 68 番、借人は鹿屋市の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 69 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,036 m² 新規 4 年 7 か月の利用権設定でございます。

次に 70 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 6,853 m² 新規 10 年の利用権設定でございます。

続きまして、7 ページから 11 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、70 件、138 筆であり総面積 175,088 m² であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鶴丸委員

いいですか。
4 ページの上から 3 番目。〇〇さんはもう亡くなって誰が代理ですかね。
ごめんなさい。人違いでした。

事 務 局（堀 内）

申請人の方は、〇〇から職員の方が印鑑をもらいに行ってきましたと伺っております。
〇〇に入所の方でございます。

福岡委員

本人は意思疎通ができるのですか。

事 務 局（堀 内）

この書類を〇〇さんが持ってきてくださりまして、〇〇さんの方に行きましたという事だけ聞いております。
それ以上は確認をしておりません。連絡自体は、娘さんとされているようなお話をされていまして。

議 長（堅 山）

他にございませんか。

木佐貫委員

この3ページの株式会社〇〇というのは初めて聞くような気がするのですけど。

事 務 局（出 水）

今の質問にあった、株式会社〇〇というのは、鹿屋市に法人住所がある農業法人さんです。

木佐貫委員

野菜を作っているの。

事 務 局（出 水）

また後で、確認をしておきます。

議 長（堅 山）

他にありませんか。

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議長（堅山）
次に、日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は2件の申請がございます。

13ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を福岡委員長よろしくお願いいたします。

福岡委員

それでは報告させていただきます。

令和3年2月19日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と村吉推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、譲受人、〇〇さんの奥様である〇〇さん、行政書士の〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。場所はJAきもつき東串良支所の東側付近に位置します。農地区分としては第3種農地に該当します。転用の目的は、現在、貸家に居住している申請人が実家近くである申請地に一般住宅カーポートを新築するものであります。

また申請地は面積1,031㎡の畑ですが、転用許可後に分筆を予定しており実際に転用する目的は497㎡であり、特に問題はないと思われます。また周囲の農地への影響については、申請地の東側、北側は道路となっており西側、南側部分はブロック塀を設置し土砂等の流出を防ぐ予定だそうです。

その他、日照等に対しても緩衝地を設けるなど被害防除計画書にそって対応するため特に問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願い

します。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議 長（堅 山）
次に、資料 2 1 ページの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、令和 2 年第 3 回定例会において審議が行われ承認された計画内容について、1 年間の転用許可期限の延長を求めるための申請であります。したがって、現地調査とその報告は省略させていただきます。それでは事務局は説明をお願いいたします。

事務局（出 水）
それでは説明をさせていただきます。
申請人は、申請地に対して令和 2 年 5 月 18 日付けで 1 年間の一時転用許可を県より受けております。
しかしながら、昨年度の悪天候等が影響で、当初計画していた工程表通りの計画を進めることができず、一時転用期限である令和 3 年 5 月 17 日までに原状回復をふくめた計画を完了することが困難であることから、令和 3 年 5 月 18 日より新規の一時転用申請をおこなうものであります。
申請内容は、令和 2 年第 3 回定例会において審議がなされた計画内容に含まれており問題はないかと思われます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

これは、一旦砂採取は開始したとか聞いてたけど。

事務局（出水）

今回の申請はですね、委員の皆様全員で視ていただいた〇〇さんの農用地域内の転用申請で、砂は取り始めているのですが、昨年度の悪天候で予定通りいかなくて、本来なら今年の5月に原状回復まで完了する予定だったのですが、もう少しかかりますという事ですね、〇〇さんが農地の持ち主の方と話をして、砂採取をもう少し延ばしてくださいという事で、新たに申請したところです。

福岡委員

ここは、私たちはたまに工事の過程を見ていくことではなかったです。

事務局（駿河崎）

こちらの案件につきましては、去年の話でですね工事を工事ごとに視ていきたいと思いますという事で去年の7月ですね保安距離を確認しましょうという事で鶴丸委員と大村委員が確認しております。その後、暗渠排水ですね7本出てきまして暗渠排水の確認もしております。その後はですね、掘削確認をしましょうかという事ですが、ご覧の通り水があるものですから、掘削確認ができないかなと思っております。暗渠排水は本人さんがするという事ですので皆さんとまた立ち会っていかうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定

による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第3 議案第7号 農地あっせん委員の選任について

議長（堅山）

次に、日程第3 議案第7号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、所有権1件、賃借権2件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料51ページをご覧ください。

それでは最初に、〇〇さんからの農地売買あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 3,035㎡となります。

場所は、51ページの図面にあるとおりです。また申請地の周辺につきましては55ページから56ページの図面にあるとおりです。

なお申請地は、今現在は〇〇さんがWCSを作っていることですが、申請人が農地の売買を希望しているため農地を購入してくれる方を探してほしいとのことでした。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と大村委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員に

お願いしたいと思います。

引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、資料57ページをご覧ください。

なお、今月は賃借権のあっせん申請が2件ありましたが、申請地は非常に近いため連続して説明をさせていただきたいと思います。

最初に〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,418㎡となります。

場所は、57ページの図面にあるとおりです。また申請地の周辺につきましては58ページの図面にあるとおりです。

なお、申請地の内、故人である〇〇さん名義の農地が含まれていますが、〇〇さんが、相続権の過半を有しているため農地の賃借は可能になります。

また申請人は鹿児島市在住であるため、農地の管理は〇〇さんに一任しているとのことです。

農地の賃借相手としては、申請人は可能であれば株式会社〇〇の代表取締役である〇〇氏を希望したいとのことでした。

以上で、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出についての説明を終わらせていただきます。

続いて、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

場所は、59ページの図面にあるとおりです。また申請地の周辺につきましては60ページの図面にあるとおりです。

農地の賃借相手としては、申請人は可能であれば株式会社〇〇の代表取締役である〇〇氏を希望したいとのことでした。

また賃借料は、無料でも構わないとのことでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に吉ヶ崎委員と福岡委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員をお願いしたいと思います。

よって、日程第3 議案第7号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに

決しました。

◆ 日程第4 議案第8号 令和3年度農作業の標準賃金について

議長（堅山）

次に、日程第4 議案第8号 令和3年度農作業の標準賃金について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（堀内）

それでは、説明いたします。

62ページをお開きください。

令和3年度農作業の標準賃金策定に当たり、資料に基づいてご説明いたします。

今回、かごしまきもつき農協東串良支所の担当者の方と協議し、コンバインでの稲刈りについて、運搬を含む場合500円追加という文言を追加いたしました。

追加した理由としましては、現在の稲刈りは以前と違い、袋に詰めての運搬ではなく、機械を使用してトラックでそのまま運搬するという状況になっているということで、コンバインで稲刈りをした場合、運搬まで含まれることがほとんどであるため、10a当たり500円追加が妥当であるという結論に至り、追加しているところであります。

そのほかの請負作業賃金につきましては、前年度と変更はありません。

農作業の日雇い賃金は、労働基準局最低賃金が793円となり日額6,344円としております。

次に、東串良町賃借料情報でございますが、水田の場合、令和2年1月から12月までの10アール当たり平均額が13,199円、最高額が20,000円で、最低額が5,000円となっております。

普通畑の場合、平均額11,734円、最高額が25,000円、最低額が8,382円となっております。

以上でございます。

議長（堅山）

どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鶴丸委員

田んぼの畔つくりの値段がまちまちなんですよ。これを聞かれるもので。機械で畔をつくるやつ。100mがいくら値段がまちまちなんですよ。

議 長（堅 山）

皆さんで、これぐらいでしていると聞いたことはないですか。

事 務 局（駿河崎）

質問がございました、畔つくりの件につきましては、農業委員会の策定で求めるものなのか、近隣等確認しまして、よろしいでしょうか。

議 長（堅 山）

それでは、次長が話したとおり近隣市町と連絡しあって妥当な金額を出すという事です。

事 務 局（駿河崎）

近隣市町が出していればという事です。

議 長（堅 山）

それでいいですか。

委員全員

はい。

議 長（堅 山）

他にございませんか。

木佐貫委員

今までもあったと思うのですが、聞かれたときに説明ができないので、軽油について農業機械に使用する場合は1リットル32.1円の免税の対象となりますって、これはどうすればいいのか、免税の対象となる。

議 長（堅 山）

これは、申請をしないといけないよ。どれくらい、農業用の機械に使いますという申請をしなければなりません。

事 務 局（出 水）

今の木佐貫委員の言われたことに関しましてはですね、農業

委員会の方で耕作証明を出すのですが、それが軽油免税の
すね証明になりますので、それを出して申請してもらえば。

議 長（ 堅 山）

耕作証明と農業用に使う農機具のトラクターとかコンバインとかカタログがいる。機械の写真と型式のカタログがいります。

木佐貫委員

メーカーの型式のカタログもいるの。

議 長（ 堅 山）

いります。

木佐貫委員

それを揃えてどこに出すの。

事 務 局（出 水）

鹿屋市の合庁です。

議 長（ 堅 山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第8号 令和3年度農作業の標準賃金については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（ 堅 山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※3月現地調査：19日（金）

定例総会：25日（木）

申請締切：12日（金）

議 長（ 堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第2回定例総会を閉会いたします。